

立会によらない取引の明確化等に伴う業務規程等の一部改正について

2024年3月13日
株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、立会によらない取引に関わる規定等を明確化し、市場参加者による市場の理解をより容易にするために所要の対応を行います。

これに伴い、業務規程等の一部改正を行い、2024年5月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください）。

II. 改正概要

1. 立会によらない取引の明確化

- 立会によらない取引についてはその旨を記載します。

2. 市場、ストラテジー取引等の定義

- 市場、ストラテジー取引等の定義を明確にします。

3. その他

- その他、所要の改正を行います。

(備考)

・業務規程第35条等

・業務規程第5条等

III. 施行日

- 2024年5月1日から施行します。

以上